

## 東京農業大学校友会 中国・四国ブロック会議規約

(名称)

第1条 この会議は東京農業大学校友会中国・四国ブロック会議と称する。

(目的)

第2条 この会議はブロック内の各支部相互の親睦、扶助をはかり、東京農業大学及び校友会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この会議の事務局は議長の所属する支部事務所に置く。

(会議の構成員)

第4条 この会議は鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知の9県支部長、幹事長等で構成する。

(議長)

第5条 この会議は議長1名を選出する。任期は1年とする。

2 議長は会議を統轄し、この会議を代表する。

(会議)

第6条 ブロック会議は議長が招集する。会議の議事は出席者の過半数で決定する。

2 会議は次の議事を諮る。

- (1) 校友会本部への意見具申
- (2) 第2号理事（ブロック推薦理事）の選出
- (3) 学生の就職、相談の交流
- (4) 各支部の情報交換、その他

(第2号理事の選出)

第7条 第2号理事は、関係9支部で構成する推薦会議でブロックの代議員の中より1名を選出し、校友会総会の承認を得るものとする。

2 任期は4年とする。

3 議長は、推薦会議で選出した第2号理事の氏名、卒業学科年度、現住所、現在の職業及び職名を記載した推薦書を校友会通常総会施行日の20日前までに校友会会長に報告する。

(会費)

第8条 会議の経費は必要に応じ、その都度徴収する。

(附則)

本規約は昭和59年3月17日より施行